

財団法人 日本語教育振興協会寄附行為

平成 2年 2月26日 施行
平成15年 9月 1日 最終改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、財団法人日本語教育振興協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都渋谷区代々木1丁目58番1号石山ビル内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、我が国における日本語教育機関の質的向上を図るため、必要な事業を実施し、もって外国人に対する日本語教育の振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「日本語教育施設の運営に関する基準」(平成5年7月14日日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議報告)に基づく日本語教育機関の審査・認定
- (2) 日本語教育機関の要覧の作成・配布
- (3) 日本語教育(学生に対する生活指導等を含む。以下同じ。)に関する調査・研究
- (4) 日本語教材の研究・開発
- (5) 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催(日本語教育機関における外国人の適切な受け入れ・生活指導に関する研究会・研修会の開催を含む。)
- (6) 日本語教育に関する情報の交換
- (7) 日本語教育に関する資料の刊行
- (8) 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言・調査研究
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

(審査委員会)

第5条 前条第1号の日本語教育機関の審査・認定を行うため、本会に審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、審査委員30人以内で組織する。
- 3 審査に関し必要があるときは、審査委員会に専門委員を置くことができる。
- 4 審査委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 5 審査委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審査委員会及び審査に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 維持会員の納入する会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品

(6) その他の収入

(資産の種別)

第7条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 本会の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

- 第12条 本会の事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表、及び正味財産増減事由書等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣に報告しなければならない。
- 2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

(役員)

第16条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 10名以上20名以内(うち、理事長1名及び専務理事1名とする。)
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第17条 会長は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 理事及び監事は、評議員会で選任する。
- 4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(会長の職務)

第18条 会長は、本会を統轄する。

(理事の職務)

第19条 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、専務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、本会の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第21条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその業務を行わなければならない。

(役員解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき会長がこれを解任する。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(事務局)

第23条 本会には、事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(理事会の招集等)

- 第24条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき若しくは第20条第4号の規定により、監事から招集の請求があったときは、理事長は、その請求のあった日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、会議において必要と認めたときは、通知しなかった事項を会議の目的とすることができる。
 - 3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

- 第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければその議事を開き議決することができない。
- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第1項及び前項の適用については、出席したものとみなす。

(審査委員会の委員長及び職員の出席)

- 第26条 審査委員会の委員長及び職員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

- 第27条 理事会及び評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 維持会員

(維持会員)

- 第28条 本会に維持会員を置く。
- 2 維持会員は、本会の趣旨に賛同し、日本語教育の一層の充実・発展を目指して本会の活動に参画する日本語教育機関とする。
 - 3 維持会員に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(地区維持会員協議会)

- 第29条 維持会員は、理事長が別に定める地区ごとに、各地区における維持会員間の情報交換、連絡等を行うため、地区維持会員協議会を開催する。
- 2 維持会員は、地区維持会員協議会において、事業計画、収支予算その他本会の運営に関する重要事項について本会から報告を受けるものとする。
 - 3 地区維持会員協議会については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 評議員

(評議員)

- 第30条 本会に、評議員30名以上50名以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
 - 3 理事会は、次の各号に掲げる者のうちから、評議員を選出するものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 維持会員である日本語教育機関の校長又は代表者
- 4 理事会は、前項第2号に規定する者のうちから選出する評議員の数が同項第1号に規定する者の数の2分の1以内となるように選出するものとする。
- 5 理事会は、第3項第2号に規定する者を選出する場合において、各地区維持会員協議会の維持会員のうちから当該地区を代表するにふさわしい者を評議員に含めるものとする。
- 6 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 7 評議員には、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第31条 評議員は、評議員会を構成し、その議長は評議員の互選によりこれを選出する。
- 2 評議員会は、この寄附行為に定める職務を行うほか、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。
 - 3 評議員会は、本会の運営について、理事長に対して意見を述べることができる。
 - 4 次に掲げる事項については、理事会での審議に当たって、あらかじめ評議員会の意見を聴くものとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - 5 第24条第1項及び第2項並びに第25条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第32条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

- 第33条 本会の解散及び解散の際の残余財産の処分については、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣の許可を受けなければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

- 第34条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 日本語教育機関認定登録台帳
 - (6) 維持会員名簿

- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (9) 官公署往復書類
 - (10) 収支予算書及び事業計画書
 - (11) 収支計算書及び事業報告書
 - (12) 貸借対照表
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第6号までの書類、同項第8号の書類及び同項第10号から第13号までの書類は永年、同項第7号の帳簿及び書類は10年以上、同項第9号及び第14号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号及び第3号の書類、同項第10号から第13号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第35条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本協会の設立許可があった日（平成2年2月26日）から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、本会設立当初の審査委員は、日本語教育振興協会に置かれた審査委員会の委員とする。
- 3 第15条の規定にかかわらず、本会設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 4 第17条の規定にかかわらず、本会設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	中 川	秀 恭
理 事 長	五十嵐	耕 一
専務理事	岩 本	晃
理 事	金 田	智 成
理 事	黒 田	瑞 夫
理 事	竹 村	照 雄
理 事	原	卓 也
理 事	人 見	楠 郎
理 事	三 角	哲 生
理 事	水 谷	修
理 事	宮 地	裕
理 事	吉 田	健 三
理 事	大 沼	淳
理 事	佐 藤	武 揚
理 事	鈴 木	堯
理 事	長 沼	守 人
理 事	山 口	修
監 事	亀 井	靖 嘉
監 事	山 本	清
- 5 従来日本語教育振興協会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。

附 則（平2・6・29改正）

この寄附行為は、平成2年11月28日から施行する。

附 則（平3・6・26改正）

この寄附行為は、平成3年9月26日から施行する。

附 則(平6・2・10改正)

- 1 この寄附行為は、平成6年2月10日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1号の規定は、平成6年8月1日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平6・8・1改正)

この寄附行為は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平11・2・25改正)

- 1 この寄附行為は、平成11年2月25日から施行する。
- 2 改正後の第21条第1項の規定は、平成11年2月26日から適用し、第30条第7項の評議員に係る第21条第1項の規定は、平成11年6月15日から適用する。

附 則(平13・1・6改正)

この寄附行為は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平13・12・26改正)

この寄附行為は、平成13年12月26日から施行する。

附 則(平15・9・1改正)

この寄附行為は、平成15年9月1日から施行する。